



2023年3月29日

各 位

会 社 名 **株式会社 キッツ**
代表者名 代表取締役社長
河野 誠
コード番号 6498 (東証プライム)
問合せ先 経理財務センター長
牛丸 誠
Tel (043) 299 - 0114

**取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度に
基づく譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式として自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年4月27日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 70,172株
(3) 処分価額	1株につき919円
(4) 処分価額の総額	64,488,068円
(5) 割当予定先	当社の取締役(※1)3名 34,368株 当社の執行役員(※2)11名 35,804株 ※1 社外取締役は含まれません ※2 取締役を兼務する執行役員を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度Ⅰ」といいます。)及び事後交付型業績連動型株式報酬制度(以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰと併せて「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。

また、2022年3月29日開催の第108回定時株主総会において、(i)本制度Ⅰに基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額300万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度Ⅰに基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の

交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることについて、(ii) 本制度Ⅱに基づき、事後交付型業績連動型株式の付与に係る現物出資財産として、既存の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は200万円以内とし、本制度Ⅱに基づき交付される当社の株式数の総数は、年40,000株以内（使用人兼務取締役の使用人の地位に基づく付与分は含みません。）とすること、及び、本制度Ⅱに基づき交付する株式につき、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日まで譲渡制限を付すことについて、ご承認をいただいております。

<本制度Ⅰの概要>

本制度Ⅰにより対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象者に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度Ⅰによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

<本制度Ⅱの概要>

本制度Ⅱは、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2022年1月1日から2022年12月31日までの1事業年度とします。）中の当社取締役会が別途定める業績指標（以下「業績指標」といいます。）に基づき算定される株式報酬を付与することを趣旨とする業績連動型の報酬制度です。具体的には、対象取締役に対し、評価期間中の業績指標に基づき当社取締役会が別途定める算定式により算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。

また、本制度Ⅱによる当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間、割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当社は、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度及び事後交付型業績連動型株式付与制度を導入しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、(i) 本制度Ⅰ等に基づき、当社の取締役3名及び執行役員11名（以下「本割当対象者Ⅰ」といいます。）に対し、本制度Ⅰ等の目的、当社の業績、

各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、付与される当社に対する金銭報酬債権（執行役員の場合は金銭債権。以下同じ。）の合計44,622,964円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金919円）、当社の普通株式合計48,556株（以下「本割当株式Ⅰ」といいます。）を、（ii）本制度Ⅱ等に基づき、当社の取締役3名及び執行役員10名（以下「本割当対象者Ⅱ」といいます。）に対し、昨年度の業績目標達成度に応じて付与される当社に対する金銭報酬債権の合計19,865,104円を現物出資の目的として当社の普通株式合計21,616株（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）を処分することを決議いたしました（以下、「本割当対象者Ⅰ」及び「本割当対象者Ⅱ」を総称して「割当対象者」といい、当該割当対象者に交付する当社の普通株式を総称して「本割当株式」といいます。）。

なお、割当対象者は、本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式を引き受けることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、本制度Ⅰ等に基づき当社が本割当対象者Ⅰと締結する譲渡制限付株式割当契約を「本割当契約Ⅰ」といい、本制度Ⅱ等に基づき当社が本割当対象者Ⅱと締結する譲渡制限付株式割当契約を「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間（本割当契約Ⅰ、Ⅱ共通）

割当対象者は、2023年4月27日（払込期日）から当該対象者が当社の取締役又は執行役のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

（i）本割当契約Ⅰ

割当対象者Ⅰが、2023年4月27日（払込期日）から2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（なお、割当対象者Ⅰが取締役を兼務しない執行役員の場合は、2023年1月1日から2023年12月末日までの間とする。以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役又は執行役員のいずれの地位（以下「本地位」という。）にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において（ただし、本譲渡制限期間の満了時が2024年4月1日より前の日である場合は2024年4月1日において。以下同じ。）本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者Ⅰが本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2023年4月（なお、割当対象者Ⅰが執行役員の場合は、2023年1月）から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（ii）本割当契約Ⅱ

割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間継続して本地位にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得（本割当契約Ⅰ、Ⅱ共通）

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理（本割当契約Ⅰ、Ⅱ共通）

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

(i) 本割当契約Ⅰ

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2023年4月（なお、割当対象者Ⅰが取締役を兼務しない執行役員の場合は、2023年1月）から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日が2024年4月1日以前の日であるときは、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式Ⅰの全てを、当社は当然に無償で取得する。

(ii) 本割当契約Ⅱ

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日が2024年4月1日以前の日であるときは、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式Ⅱの全てを、当社は当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2023年3月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である919円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上